

事業概要説明書 [1]			事業番号	2-18		
事務事業名	教育アシスタント派遣事業	担当部名	教育委員会			
事業開始年度	平成 10 年度	担当課名	学校教育課			
実施方法	直営	担当係	特別支援教育係			
根拠法令等	教育アシスタント派遣事業実施要綱					
事業の概要	目的 〔 何のために 〕	通常の学級に在籍する下肢等に障がいのある児童生徒を対象に、必要に応じて教育アシスタントを派遣する。				
	対象・手段 〔 誰(何)に対して、何をするのか 〕	<p>教育アシスタントは、通常の学級に在籍する下肢等に障がいがある児童生徒の移動や身辺処理の介助などを行う。</p> <p>平成22年度は、通常の学級に在籍する下肢等の障がいのある児童生徒24名に対し、教育アシスタントを派遣する。</p> <p>(派遣校)</p> <p>大宮小・江平小・西池小・瓜生野小・宮崎南小・本郷小・学園木花台小・田野小・広瀬北小・広瀬西小・高岡小(2)・穆佐小・大久保小・宮崎東中・宮崎西中・大淀中・檜中(2)・住吉中・本郷中(2)・広瀬中・久峰中</p>				
	事業の必要性	<p>下肢に障がいのある児童生徒の通常学校への就学傾向が強まる中、保護者を含め、市民の本事業に対するニーズが高まっている。今後とも継続した取組が期待されている。</p> <p>事業廃止の場合、下肢に障がいのある児童生徒の通常学校への就学が困難になる。</p>				
コスト	平成22年度(予算)		人件費			
	直接事業費	35,872 千円	←	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	1,880 千円		正規職員	1,500 千円	0.2 人
総事業費	37,752 千円	嘱託職員		380 千円	0.2 人	
平成22年度 直接事業費内訳	<p><臨時雇給> 32,080千円 7.75h勤務13人 7.00h勤務12人</p> <p><社会保険料> 3,492千円 7.75h勤務13人 7.00h勤務12人</p> <p><研修講師謝金> 48千円 @6,000*4h*2回</p> <p><遠足同行旅費> 38千円 @1,500*25人</p> <p><補助金> 214千円 ☆修学旅行同行 ・中学校 @55,700*2人 ・小学校 @20,600*3人 ☆宿泊学習同行 ・中学校 @10,000*4人</p>					

事業概要説明書 [2]		事業番号	2-18		
年度		平成21年度(決算)	平成22年度(予算)		
直接事業費		32,527 千円	35,872 千円		
財源	一般財源	32,527 千円	35,872 千円		
	受益者負担金	0 千円	0 千円		
	その他	0 千円	0 千円		
成果目標 〔 どういう状態 を目指すのか 〕	<p>下肢等に障がいのある児童生徒の学校生活における困難が軽減されることで、学校生活が充実するとともに、健常児とともに学校生活を送ることで、学校におけるノーマライゼーションを実現することができる。</p>				
成果実績 〔 成果目標の 達成状況等 〕	[状況]	想定した成果を得ている。			
	[説明]	<p>市議会をはじめ、保護者や障がい者団体等からは、今までの本市の先駆的な取組に一定の評価をいただいている。</p> <p>成果としては、障がいのある児童生徒が授業や行事に参加でき、学校生活が充実したことや、まわりの子供たちに思いやりやボランティアの心が育っていることである。</p> <p>このような成果を数値で示すことは難しいが、アシスタントの介助により、障がいのある児童生徒が学校生活に適應できることが成果と考える。</p>			
成果指標 〔 事業の実績 及び目標 〕	指標名 (下段: 指標の説明)	単位	平成20年度 (実績)	平成21年度 (実績)	平成22年度 (目標)
	アシスタントの介助を受けている児童生徒数	人	24	27	25

事業の方向性 〔 事業の現状と 課題、今後の あり方等 〕	<p>平成22年度は24名の教育アシスタントを宮崎市立の小・中学校に派遣しており、下肢等に障がいのある児童生徒の学習を支えている。今後も、下肢等に障がいがある児童生徒の市立小・中学校への入学・進級は継続していくことから、その年度毎に、支援の必要な児童生徒の全員に対応できるよう、教育アシスタントの確保に努めていきたい。</p>				
特記事項 〔 参考情報等 〕					

教育アシスタント派遣事業について

1 事業の背景

- 従来の「特殊教育」の対象となる子どもの増加
- 障がいの重度・重複化や多様化
- 発達障がいのある子どもへの適切な対応に対するニーズの高まり
- ノーマライゼーションの広がり

「ノーマライゼーション」
高齢者や障がい者などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会の在り方であるとする考え方。



「特殊教育」から「特別支援教育」への制度改正

- 「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行（平成19年4月1日）
 - ・ 「盲・聾・養護学校」から複数の障がい種を受け入れることができる「特別支援学校」へ
 - ※小・中学校への助言・援助に努めるセンター的な機能を発揮
 - ・ 小・中学校の「特殊学級」は「特別支援学級」へ
 - ※「知的障がい」特別支援学級・「自閉症・情緒障がい」特別支援学級
 - ・ 特別支援教育では、知的な遅れのない発達障がいも対象
 - ・ 通常の幼稚園、小・中学校、高等学校においても障がいのある子どもに対して適切な教育を行うため、特別支援教育を推進することを法律上、明確に規定



通常学級に障がいのある児童生徒が在籍

2 事業の概要

○ 目的

通常の学級に在籍する下肢等に障がいのある児童生徒に対して教育アシスタントを派遣し、学校生活上の介助、支援を行う。

○ 対象・現状

平成22年度は、対象の児童生徒24名に対し、24名のアシスタントを派遣している。

○ 成果

障がいのある児童生徒の学校生活における困難が軽減されることで、障がいのある児童生徒の学校生活が充実し、学校におけるノーマライゼーションの実現に寄与している。

○ 課題

対象の児童生徒の保護者や各種障がい者団体からの要望の多様化に対応するための、アシスタントの資質向上や制度の見直しが必要である。